



# 南風じんけんだより

第63号

発行

和5年3月31日

令和4年度発行: 61号、62号、63号

発行: 糸島市人権・同和教育推進協議会 南風支部 広報委員会 TEL322-9656

## コロナ禍、行動制限の緩和で事業の多くを実施

支部長 岡元 博

令和4年度も、コロナ感染禍の活動でしたが、行動制限の緩和で、事業の多くを実施することができました。

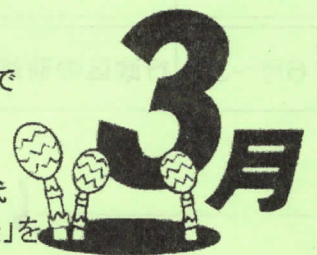
7月の人権講演会は、令和2年から依頼していた竹下幸喜さんを迎え、「ほめる達人という生き方で笑顔・元気に」という演題で3年ぶりに開催しました。「ほめる達人とは、相手や周囲の人達に常に気配りのできる人ということを学びました」などの感想がありました。

令和3年度人権標語入選作を掲載した人権標語うちわを作成しましたが、夏まつりが中止になったので配布する機会を失いました。

10月のフィールドワークでは田川市石炭歴史博物館、飯塚市伊藤伝衛門邸、志免町炭鉱竪坑櫓を訪れ、産業発展の礎を担った人々の生活実態に触れることができました。山本作兵衛の炭坑画のレプリカを借用し、人権映画祭の会場で展示し、世界文化遺産である炭鉱画に触れていただく機会としました。

12月6日(日)に人権映画祭・人権標語表彰式を、開催しました。表彰式では、入選者ご自身で作品の紹介をして頂きました。映画は、女性が人として尊重されなかった時代に、自らその生きる方向を定め、女性解放に生涯を捧げた「われ弱ければ 矢嶋楯子伝」を上映しました。57名の参加で、「楯子伝は、いのちを使って大事に生きることを、今日は改めて認識させて頂いた」との感想や「南風の地域から、人権のまちを広めたら」などの意見が寄せられました。

このほか、南風小学校の人権学習参観や深江、加布里支部との交流会、推進会議での研修に取り組みました。来年度は、行動制限のない年を迎えるので、感染予防を行いながら通常の活動を取り戻したいと思います。



## 人権擁護委員とは、その活動は?

人権擁護委員 三苦純子

法務大臣から委嘱を受けた民間人で各校区に1人糸島市に16名、全国に約14,000名います。

人権擁護委員の活動は大きく3つ、相談、救済、啓発です。

- 1) 相談は、地域の皆さんから人権相談を受けること
- 2) 救済は、法務局職員と協力して調査をし、困っている方々に寄り添うこと
- 3) 啓発は、地域の皆さんに人権について発信すること

具体的な活動についてご紹介します。

### 【学生向け】

糸島市では、いじめが始まる年代の小学3年生に人権学習を人権の花であるひまわりの種まきから収穫を通じて定期的に行っています。また、中学2年生には交際で嫌な思いをする学生が増えており、デートDVの学習会を開催しました。人権に関する意識を醸成する全国中学生人権作文コンテストの運営も大きな活動内容の一つ。また、小中学生には手紙で相談を受け付ける「人権SOSミニレター」を学校で配布しています。

### 【一般向け】

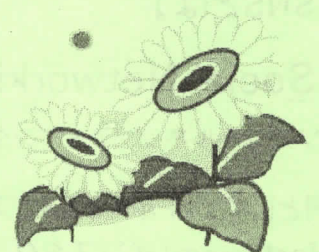
電話、面談相談を受け付けています。相談にも多数種類があり、行政や法務局と共同で対応しております。

皆さまも人権が脅かされていると感じた場合はお気軽に人権相談をご利用ください。福岡法務局ではSNS(LINE)相談が開始されております。法務局職員と人権擁護委員にて返信をして内容等が外部に漏れることはありませんので安心してご利用ください。

### <相談窓口ご紹介>

糸島市人権センター

福岡法務局(常駐相談、女性ホットライン及び子どもの人権110番) 等





# 令和4年度 南風支部 主な活動



今年度も、新型コロナ禍ではありましたが、多くの活動を実施できました。主要な活動の状況をご報告します。

5月14日	市同協南風支部総会	実施	10月8日	フィールドワーク（石炭博物館、伊藤伝右衛門邸、他）	実施
6月28日	同和問題啓発強調月間 街頭啓発	実施	11月29日	人権週間・街頭啓発活動（マルシヨク南風店）	実施
7月1日	「南風人権だより」61号	発行	12月3日	人権標語展示（コミセン内展示）	実施
7月3日	同和問題啓発強調月間 人権講演会	実施	12月4日	人権映画祭・人権標語表彰式	実施
7月16日	同和問題啓発強調月間 中央講演会	参加	12月6日	人権・歴史学習授業研修会（南風小）	実施
7月20日	人権標語募集開始（夏休み期間中）南風小	実施	2月1日	「南風人権だより」62号	発行
7月20日	人権映画試写会	実施	3月31日	「南風人権だより」63号（4/1配布）	発行
6月～3月	行政区の研修会（南風1～7、南風8、美咲が丘東／西、荻浦）				5行政区

## いまさらきけない

### 子ども ～いじめ・体罰・児童虐待・性被害～

#### 【いじめとは】※抜粋

児童等に対して、他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、その行為の対象の 児童等が心身の苦痛を感じている ものをいう。

#### 【傾向】

最近のいじめは、SNS上などで行われ、周りからいつそう見えなくなっている。また、ささいなきっかけから、深刻ないじめへとエスカレートする、ことが少なくない。

#### 【SNSとは】

Social Networking Service

（ソーシャルネットワーキングサービス）」の略。

例として、「Facebook（フェイスブック）」、「Twitter（ツイッター）」、「Instagram（インスタグラム）」、「LINE（ライン）」、など

#### 【事例】

- ◇（冗談のつもりで）友だちの悪口をSNS上に投稿
- ◇ 恥ずかしいポーズの写真をクラスメートなどにメール送付された。
- ◇ 友だちになりすまして嘘の書き込みをした。等々

## いじめ

